

超龄外国人在中国就业问题简析

一定の年齢を超えた外国人が中国で就業することについての簡潔な分析

外国人在中国就业の年齢上限

中国の外国人就業政策主要遵循“保护国内就业，限制外国人就业”的原则，因此，设定了外国人就业许可制度。《[外国人在中国就业管理规定](#)》第 7 条亦明确了许可外国人在中国就业的各项基本条件。但该法令只规定了外国人在中国就业的年龄下限（“年满 18 周岁”），没有规定年龄上限。

实践操作中，外国人在中国就业的年龄上限由中国各地区自行规定或掌握。而设定外国人在中国就业的年龄上限的理由，不外乎中国公民的就业年龄都有上限，即，法定退休年龄（《[关于制止和纠正违反国家规定办理企业职工提前退休有关问题的通知](#)》（劳社部发[1999]8 号）中明确规定，中国公民的法定退休年龄是“男 60 岁，女干部 55 岁，女工人 50 岁”），那么，外国人在中国就业，当然也应当设定年龄上限，因此，需要参照中国公民的退休年龄酌情确定外国人在中国就业的年龄上限。实践操作中，各地区掌握的外国人在中国就业的年龄上限的标准存在一定差异，例如：

地区	外国人在中国就业の年齢上限	具体依据
上海	60 岁（男） 55 岁（女）	- 具体依据：《关于贯彻〈外国人在中国就业管理规定〉的若干意见》（沪劳外发[1998]25 号）第 6 条。 - 对此，律师与上海劳动部门进行了沟通，他们表示，实践中通常是这样掌握的。
北京	内资企业：60 岁（不论男、女） 外商投资企业：无限制	- 具体依据：北京劳动部门的内部政策。 - 对此，律师与北京劳动部门进行了沟通，他们表示，实践中通常是这样掌握的。

外国人が中国で就業する場合の年齢の上限

中国の外国人就業政策は、主に「国内就業を保護し、外国人の就業を制限する」という原則に基づくため、外国人就業許可制度を設置している。[「外国人の中国における就業管理規定」](#)第 7 条においても、外国人が中国で就業する場合の諸基本条件を明確に規定している。但し、当該法令は、外国人が中国で就業する場合の年齢の下限（満 18 歳以上）のみを規定しており、上限は規定していない。

実務取扱において、外国人が中国で就業する場合の年齢の上限は、中国各地区が自ら規定または判断する。外国人が中国で就業する場合の年齢上限を設ける理由として、中国公民の就業年齢には上限があり、即ち、法定定年退職年齢（[「国の規定に違反して企業従業員の繰上定年退職を行うことの制止、是正に関する事項についての通知」](#)＜劳社部发[1999]8 号＞において、中国公民の法定定年退職年齢は「男性 60 歳、女性幹部 55 歳、女性従業員 50 歳」と明確に定めている）が設けられていることから、外国人が中国で就業する場合にも、当然年齢の上限が設けられている。従って、中国公民の定年退職年齢を参照して、事情を斟酌して外国人が中国で就業する場合の年齢上限についても確定しなければならない。実務取扱において、それぞれの地区が設けた外国人が中国で就業する場合の年齢上限の基準は、ある程度異なってくる。例えば、以下の通りである。

地区	外国人が中国で就業する場合の年齢の上限	具体的な根拠
上海	60 歳（男性） 55 歳（女性）	- 具体的な根拠：「『外国人の中国における就業管理規定』の貫徹についての若干意见」（滬劳外发[1998]25 号）第 6 条。 - 筆者が上海市の労働部門に確認したところ、彼らの意見では、実践において、通常左記の通り取り扱っているとのことである。
北京	国内資本企業：60 歳（男、女を問わず） 外商投資企業：制限なし	- 具体的な根拠：北京市労働部門の内部政策。 - 筆者が北京市の労働部門に確認したところ、彼らの意見では、実践において、通常左記の通り取り扱っているとのことである。

广州	60 岁（不论男、女）	- 具体依据：《广州市人力资源和社会保障局规范行政许可自由裁量权暂行规定》（穗人社发[2011]45 号）第 26 条。 - 对此，律师与广州劳动部门进行了沟通，他们表示，实践中通常是这样掌握的。
苏州	60 岁（不论男、女）	- 具体依据：苏州劳动部门的内部政策。 - 对此，律师与苏州劳动部门进行了沟通，他们表示，实践中通常是这样掌握的。

広州	60 歳（男、女を問わず）	- 具体的な根拠：「行政許可の自由裁量権の規範化に関する広州市人力資源および社会保障局の暫定規定」（穗人社発[2011]45 号）第 26 条。 - 筆者は広州市の労働部門に確認したところ、彼らの意見では、実践において、通常左記の通り取り扱っているとのことである。
蘇州	60 歳（男、女を問わず）	- 具体的な根拠：蘇州市労働部門の内部政策。 - 筆者は蘇州市労働部門に確認したところ、彼らの意見では、実践において、通常左記の通り取り扱っているとのことである。

超龄外国人在中国就业的例外情况

如果外国人超过在中国就业的年龄上限，通常就无法再获得中国的就业许可了，不过，也有例外情况，主要是以下两种情况：

1. 经特殊批准

超龄外国人如需要继续在中国就业，可以向企业所在地劳动部门提出书面申请，陈述理由，经劳动部门审查并批准后，可以获得就业许可。至于各地区劳动部门能够接受的例外情况，实践操作中可能存在一定差异，例如：

地区	例外情况	具体依据
上海	- 担任企业的法定代表人或直接投资人。 - 外国企业常驻中国代表机构中的首席代表。	- 具体依据：上海劳动部门的内部政策。 - 对此，律师与上海劳动部门进行了沟通，他们表示，实践中通常是这样掌握的。
北京	- 在内资企业就业，无例外情况。 - 在外商投资企业就业，本来就未设定年龄上限，因此，无需设定例外情况。	- 具体依据：北京劳动部门的内部政策。 - 对此，律师与北京劳动部门进行了沟通，他们表示，实践中通常是这样掌握的。

一定の年齢を超えた外国人が中国で就業する場合の例外状況

外国人が中国で就業する年齢上限を超えた場合、通常、中国の就業許可は取得できない。但し、例外状況もあり、主に以下の通りである。

1. 特別に許可を取得する。

一定の年齢を超えた外国人が引き続き中国で就業する必要がある場合、企業所在地の労働部門に書面による申請を提出し、その理由を陳述し、労働部門の審査、許可を経た後、就業許可を取得することができる。それぞれの地区の労働部門が認めることのできる例外状況は、実務取扱において、多少異なってくる。例えば、以下の通りである。

地区	例外状況	具体的な根拠
上海	- 企業の法定代表人または直接投資者である場合。 - 外国企業の中国における駐在員事務所的首席代表である場合。	- 具体的な根拠：上海市労働部門の内部政策。 - 筆者が上海市の労働部門に確認したところ、彼らの意見では、実践において、通常左記の通り取り扱っているとのことである。
北京	- 国内資本企業において就業する場合、例外状況はない。 - 外商投資企業において就業する場合、もとも年齢上限が設けられていないため、例外状況を規定する必要はない。	- 具体的な根拠：北京市労働部門の内部政策。 - 筆者は北京市の労働部門に確認したところ、彼らの意見では、実践において、通常左記の通り取り扱っているとのことである。

广州	- 属于广州紧缺且急需的专业管理技术人员（无具体范围或标准，由劳动部门自行判断）。 - 直接参与投资单位经营管理并担任管理职务的外籍投资者。 - 外国企业常驻中国代表机构中的首席代表。	- 具体依据：《广州市人力资源和社会保障局规范行政许可自由裁量权暂行规定》（穗人社发[2011]45号）第26条。 - 对此，律师与广州劳动部门进行了沟通，他们表示，实践中通常是这样掌握的。	広州	- 広州市で全体的に不足し且つ緊急な需要のある専門技術者（（具体的な範囲または基準はなく、労働部門が自ら判断する））。 - 投資企業の経営管理に直接参加し且つ管理職務を担当する外国籍投資者。 - 外国企業の中国における駐在員事務所の首席代表である場合。	- 具体的な根拠：「行政許可の自由裁量権の規範化に関する広州市人力资源和社会保障局の暫定規定」（穗人社発[2011]45号）第26条。 - 筆者が広州市の労働部門に確認したところ、彼らの意見では、実践において、通常左記の通り取り扱っているとのことである。
苏州	- 所任职的中国境内企业注册资本 300 万美元以上，并担任总经理或法定代表人，或者是直接投资人。 - 外国企业常驻中国代表机构中的首席代表。 ※但是，如果外国人的年龄达到或超过 65 岁（不论男、女），那么，即便有上述例外情况，一般也不会再批准。	- 具体依据：苏州劳动部门的内部政策。 - 对此，律师与苏州劳动部门进行了沟通，他们表示，实践中通常是这样掌握的。	蘇州	- 職務を担当する中国国内企業の登録資本金が 300 万米ドル以上であり、且つ総経理または法定代表者を務め、または直接投資者である場合。 - 外国企業の中国における駐在員事務所の首席代表である場合。 ※但し、外国人が 65 歳に達し、または 65 歳を超えた場合（男、女を問わず）、上述の例外状況に該当したとしても、通常、許可しない。	- 具体的な根拠：蘇州市労働部門の内部政策。 - 筆者が蘇州市の労働部門に確認したところ、彼らの意見では、実践において、通常左記の通り取り扱っているとのことである。

在此，需要提示的是：

- 1) 符合上述例外情况，超龄外国人在中国就业获得企业所在地劳动部门批准的可能性通常较大，但是，这并不是完全绝对的，最终还是取决于劳动部门的个案判断。
- 2) 另外，除上述例外情况以外，实践操作中，结合个案的具体情况（例如，所任职的中国境内企业隶属于世界 500 强企业集团、所任职的岗位有难以替代性、尽管超龄但年龄还不是特别高<如 61、62 岁>，等等），所在地劳动部门也有变通操作的可能性，建议与所在地劳动部门进行个案沟通。

2. 获得外国专家来华工作许可

根据《外国人在中国就业管理规定》第 9 条规定，持有外国专家证的外国人可免办就业许可，因此，获得外国专家证的外国人理论上不受外国人在中国就业的年龄限制。

ここで、以下の点にご注意しなければならない。

- 1) 上述の例外状況に該当する場合、一定の年齢を超えた外国人が中国で就業する場合、通常、企業所在地の労働部門の許可を取得できる可能性は高いが、絶対に取得できるという保証はなく、最終的には労働部門の個別の判断に委ねられる。
- 2) なお、上述の例外状況以外、実務取扱において、個別案件の具体的な状況によっては（例えば、就任先の中国国内企業が世界トップ 500 企業に該当し、その役職が代替不可能であり、一定の年齢は超えているものの、それほど高齢ではない場合<例えば 61、62 歳>など）、所在地の労働部門は柔軟に対応してくれる可能性もあるため、その都度、所在地の労働部門と個別に確認するのがよい。

2. 外国専門家訪中就業許可を取得する。

「外国人の中国における就業管理規定」第 9 条の規定によると、外国専門家証を有する外国人は、就業許可手続の免除ができるとされている。従って、外国専門家証を取得した外国人は、理論上、外国人が中国で就業する場合の年齢制限は受けない。

但是，实践中，申请外国专家证也有其年龄限制，经律师与上海、北京、广州、苏州等地的外国专家管理部门的沟通，这些地方办理外国专家证的年龄上限通常是 65 岁。另外，申请外国专家证还受到《外国专家来华工作许可办理规定》规定的相關申請條件的限制（包括：工作領域、職務、學歷、工作經驗等方面的限制）。

結尾

結合前述分析，超齡外國人如果不能獲得就業許可，或者獲得外國專家證，那麼，其就無法在中國合法就業。當然，超齡外國人仍然可以通過獲得 F 簽證的方式在中國從事相關商務活動。

（里兆律師事務所 2012 年 07 月 06 日整理編寫）

但し、実践において、外国専門家証の申請においても、年齢制限がある。筆者が上海、北京、広州、蘇州などの地区の外国専門家管理部門に確認を行ったところ、これらの地区では、外国専門家証を発行する年齢の上限を通常 65 歳としている。なお、外国専門家証の申請は、「外国専門家訪中就業許可取扱規定」に定める係る申請条件の制限（就業分野、職務、學歷、業務経験などの制限を含む）も受けることになる。

まとめ

上述の分析から、一定の年齢を超えた外国人は、就業許可または外国専門家証を取得できない場合には中国で適法に就業することはできない。勿論、一定の年齢を超えた外国人は、F ビザを取得することにより、中国で関連するビジネス活動を取り扱うこともできる。

（里兆法律事務所が 2012 年 7 月 6 日付で作成）